

第123号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、次の各号に掲げる手数料は、それぞれ当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる手数料に係る事務をそれぞれ当該各号に掲げる指定試験機関等が行う場合にあつては、当該各号に掲げる手数料をそれぞれ当該各号に掲げる」に改め、同項中第12号を第14号とし、同項第11号中「別表60の項第2号」を「別表60の項第3号」に、「（昭和25年法律第202号）第15条の6」を「第15条の6第1項」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 別表60の項第4号の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録及び同項第5号の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けていることの証明に係る手数料 建築士法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関

第3条第1項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 別表60の項第1号の二級建築士又は木造建築士の免許及び同項第2号の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付に係る手数料 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項に規定する指定登録機関

別表60の項第1号中「18,000円」を「19,200円」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者	5,900円
----------------------------------------------------------	--------

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。